



特集

少額短期保険 — 制度創設から10年 —

第2回 家財保険



市場に着実に根を下ろし、茎を伸ばしている少額短期保険業界の中でもひと際太い茎となっている家財保険分野。この10年で88まで増加した少額短期保険事業者の中でも、家財保険分野は39社と最も多く、2016年3月末時点の保有契約件数560万件（占率88%）、保険料収入524億円（同72%）と8割前後の占率で業界をけん引する。

少額短期保険誕生前の共済時代からマーケットを確保している事業者が多いが、一方で建設・不動産事業などを展開する企業からの参入も増加。賃貸入居者やテナント向けの商品を中心に、各社が独自の付帯サービスを提供し、保有件数、保険料収入共に成長を続ける。

商品を取り扱う代理店の拡充に努めると同時に、既存代理店に対するサポートにも重点を置く。今年5月に施行された改正保険業法への支援も申し。保険業が本業ではない代理店に対し、募集人の資質向上や改正保険業法への万全の対応を求めるために、各社があらゆる施策で対応に当たっている。

さて、近年の技術革新には、目を見張るものがある。保険業界ではあらゆる場面でインシュアテックという言葉が耳にするようになったが、不動産業界も例外ではない。テクノロジーの波が押し寄せ「不動産テック」なる造語が飛び出した。

国土交通省では15年8月から「ITを活用した重要事項説明」の社会実験を開始している。また、少子高齢化や人口動態の変化が不動産業界に及ぼす影響も大きいと見られ、従来とは異なるニーズが生じると思われる。こうした潮流の中で不動産業界も旧態依然のままではいられず、生き残るための知恵が必要となってくる。

少額短期保険事業者も代理店支援という側面から、新たな対策を迫られる時期が来ているのではないだろうか。今後、家財保険分野がどのような花を咲かせるか注目だ。

堅実な経営、信頼重視の姿勢が奏功

宅建ファミリー共済
代表取締役社長

笠間 雅夫氏

——開業からこれまでを振り返って。
笠間 当社は、都道府県宅建協会の会員に向けた業務支援を目的に設立しており、開業以来、経営理念「お客さまに安心を提供する」を第一に堅実に経営してきた。財務の健全性やコンプライアンスを重視するとともに

——近年での事業の成果は。
笠間 2015年度決算においては、純資産額が約13億4800万円、年間収入保険料が約44億1000万円、ソルベンシー・マージン比率は1771・2%だった。また、16年度第2四半期の収入保険料は対前年比で104・1%になった。業績が堅調に伸びている理由には、信頼を重視していることがあつち思っている。

——支払い保険金額が4000万〜5000万円に上るような自然災害が毎年起こるようになった。そのため、休日の連絡体制を整備するなど、万一の際でも常に対応できるように備えている。
また、東日本大震災直後には、福島県の仮設住宅向けに家財総合補償保険（ハトマーク補償（家財限定プラン））を開発した。廉価な保険料で家財だけを補償する商品で、被災者の方々に広く使っていただきた。保険という切り口から、被災者救済に貢献したいと考えている。

（6面からつづく）
この先、全国どこでも巨大災害が発生する可能性がある。そうした背景から、この商品の開発経緯や内容について当社の社員に講演を依頼される機会も増えてきている。加えて、保険業法の経過措置の期限が18年3月

——さて、代理店には募集人の登録内容に変更がないかを年3回確認し、適正な募集管理態勢の整備に努めている。開業以来のこうした取り組みを継続することが重要だと考えている。
——改正保険業法の対応については。
笠間 15年12月末ごろから代理店に改正内容をくり返し案内するとともに、募集文書類の改定、帳票類の配布を実施した。また、4月に、全代理店に配布している冊子を改正保険業法に対応したものに差し替えることも、改正内容を理解して

——今後の展望について。
笠間 現在、代理店数は年々増加しているものの、将来にわたって今の経営の方法を踏襲すればいいというところではない。代理店や契約者が望む販売形態を真剣に考え、対策を講じていくことが、今後の経営を考えると、今の大きなポイントになると考えている。



笠間社長

——さて、代理店には募集人の登録内容に変更がないかを年3回確認し、適正な募集管理態勢の整備に努めている。開業以来のこうした取り組みを継続することが重要だと考えている。
——改正保険業法の対応については。
笠間 15年12月末ごろから代理店に改正内容をくり返し案内するとともに、募集文書類の改定、帳票類の配布を実施した。また、4月に、全代理店に配布している冊子を改正保険業法に対応したものに差し替えることも、改正内容を理解して